

特定外来生物の飼養等の取扱細目（告示事項）改正案の概要

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則案に基づく特定外来生物の飼養等の取扱細目についての改正のポイントと考え方は次のとおりです。

I. 告示の概要

飼養等の取扱細目に関しては、省令（案）の規定に基づき、次の事項を告示で定める。

- 特定飼養等施設の基準の細目（施行規則第5条第2項）
- 飼養等の許可の有効期間（施行規則第7条第1号）
- 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間（施行規則第7条第2号）
- 識別措置の内容を届け出なければならない期間、識別措置の内容及び届出の方法（施行規則第8条第2号）
- 特定外来生物の取扱方法（施行規則第8条第4号）

II. 改正のポイントと考え方

特定飼養等施設の基準の細目については、施設のタイプを①おり型または網室型の施設（天井のあるもの）、②擁壁式、空堀式または柵式の施設（天井のないもの）、③運搬に用いる施設、④水槽またはこれに類する施設、⑤人工池沼型の施設、⑥網いけす型の施設の6タイプが規定されている。特定外来生物ごとに定める取扱細目は、どのタイプの施設の利用を適用するかを定め、それぞれの施設ごとに満たすべき要件を告示の冒頭でまとめて規定している。

1. 今回、飼養等の実態、二次指定に係る特定外来生物の特徴を踏まえ、施設タイプごとの要件に関しては、以下の改正を行う。

(1) 施設タイプの追加

陸上植物が初めて指定されたことから、新たに上述の6タイプの施設に加え、⑦屋内の栽培施設である「屋内栽培施設」⑧野外の栽培施設である「圃場型施設」の2つのタイプを追加する。

ア. 屋内栽培施設の要件

「屋内栽培施設」とは、屋内において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- ・飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に立ち入ることができないよう、施錠設備の設置等の立入防止の措置が講じられていること。

- ・振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- ・飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、個体又は器官が施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。
- ・申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

イ. 圃場型施設の要件

「圃場型施設」とは、屋外において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- ・飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。
- ・飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、個体又は器官が施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。
- ・申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(2) 「檻型施設等」及び「水槽型施設等」の要件の見直し（固定に関する規定）

これらの施設の要件の一つである「土地その他の不動産に固定されていること」を「土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬することができないものであること」に変更し、運搬できないような重量を有する施設については、不動産への固定を義務づけられないこととする。

(3) 「水槽型施設等」の要件の見直し（開口部の取扱い）

要件の一つ「個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条鰭亜綱に属する特定外来生物に係る施設であって、水槽の壁面が十分な高さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合はこの限りでない。」を「個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条鰭亜綱に属する特定外来生物に係る施設であって、水槽の壁面が十分な高さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合又は野外から隔離できる室内に常置する場合にあってはこの限りでない。」に変更し、室内で魚類を飼育する水槽型施設等の場合には、フタの設置を義務づけられないこととする。

2. 今回、二次指定に係る特定外来生物43種類の取扱細目の案を検討するに当たっては、既に指定されている特定外来生物の飼養等の取扱細目を参考に以下の点に留意して定めた。

なお、生物ごとの細目の案は、(資料2)、指定済の特定外来生物の取扱細目は、(資料3)に掲載している。

(1) ハリネズミ属、タイリクモモンガ、キタリス、マスカラット

指定済のフクロギツネ、トウブハイイロリスと同等の細目とする。

(2) アメリカミンク

養殖の実態があることを踏まえ、展示目的以外に生業の維持の場合にも台帳管理方

式による一括の個体数報告が可能とする。

(3) シカ亜科（アクシス属、ケルヴス属、ダマ属、シフゾウ）

養鹿の実態があることを踏まえ、生業の維持の場合にも台帳管理方式による一括の個体数報告が可能とする。個体識別については、シカによく用いられる耳標による識別措置も選択可能とする。

(4) キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、シロアゴガエル

指定済のオオヒキガエルと同等の細目とする。

(5) ウシガエル

実験動物、食材としての利用の実態があることを踏まえ、学術研究、教育、生業の維持の場合の台帳管理方式による一括の個体数報告が可能とする。

(6) ノーザンパイク、マスキーパイク、ヨーロッパパーチ、パイクパーチ、ケツギョ、コウライケツギョ

定着の実態のない外来魚類であり、移動用施設、水槽型施設のみを許可の対象とする。

(7) カダヤシ、ホワイトバス、ストライプトバス

ブルーギル、オオクチバス、コクチバスと同等の細目とする。

(8) アスタクス属、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属

定着の実態のないザリガニ類であり、移動用施設、水槽型施設のみを許可の対象とする。

(9) ウチダザリガニ

定着の実態のあるザリガニであり、移動用施設、水槽型施設、人工池沼型施設を許可の対象とする。また、生業の維持の場合の台帳管理方式による一括の個体数報告が可能とする。なお、現に第5種共同漁業権が設定されている内水面があることから、施行規則第9条に基づく飼養等の取扱細目についても別途定めることとする。

(10) モクズガニ属

養殖、食材としての利用の実態があることを踏まえ、擁壁式施設、移動用施設、水槽型施設を許可の対象とする。また、生業の維持の場合の台帳管理方式による一括の個体数報告が可能とする。

(11) テナガコガネ属、コカミアリ

アルゼンチンアリと同等の細目とする。

(12)カワヒバリガイ、クワツガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ

飼養実態のほとんどない無脊椎動物。移動用施設、水槽型施設のみを許可の対象とする。

(13)ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ、オオフサモ

ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリと同等の細目とする。

(14)オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、スパルティナ・アングリカ、オオカワヂシャ

多年生の陸生植物であり、移動用施設に加え、新たに基準を策定した屋内栽培施設を許可の対象とする。

(15)アレチウリ

一年生の陸生植物であり、移動用施設、屋内栽培施設に加え、新たに基準を策定した圃場型施設を許可の対象とする。

3. その他

その他に、用語の適正化等必要な事項について所要の改正を行う。

(参考) 特定外来生物二次指定対象種一覧

分類群	種名	種類数
哺乳類	ハリネズミ属、アメリカミンク、シカ亜科（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフゾウ）、キタリス、タイリクモモンガ、マスキラット	4属、5種
両生類	コキーコヤスガエル、キューバズツキガエル、ウシガエル、シロアゴガエル	4種
魚類	ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ケツギョ、コウライケツギョ、ストライプトバス、ホワイトバス、パイクパーチ、ヨーロッパアンパーチ	9種
昆虫類	テナガコガネ属、コカミアリ	1属、1種
無脊椎動物	モクズガニ属、ザリガニ類2属と2種（アスタクス属、ウチダザリガニ、ラストィークレイフィッシュ、ケラクス属）、ヤマヒタチオビ、カワヒバリガイ属、カワホトトギスガイ、クワツガガイ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ	4属、6種
植物	アゾルラ・クリスタタ、オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、スパルティナ・アングリカ	9種
	合計	9属、34種 (43種類)

※すべて在来の種・亜種を除く。